

# 各種手当のご案内



## 児童手当・特例給付

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

▶**支給対象**／市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母(公務員の方は、原則職場での手続きとなります。勤務先にお問い合わせください。)

▶**認定請求(申請)**／出生や転入など新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求が必要です。認定を受けた方は原則として、申請月の翌月の手当から支給します。ただし、出生や転入日が月末の場合、事由発生日の翌日から15日以内に申請があれば、事由発生月の翌月から支給対象となります。

▶**申請に必要なもの**／

- ①受給者名義の通帳
  - ②受給者の健康保険証コピー
  - ③受給者と配偶者のマイナンバー(通知)カード
  - ④単身赴任などで、養育している児童の住所が市内にない方は、対象児童のマイナンバー(通知)カード
- ※状況により、その他申立書などが必要な場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

▶**所得制限**／<別表1>

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額 (令和4年6月分から)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。  
※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。  
※所得から一律8万円を控除します。  
(注意)児童手当法の一部改正により、令和4年6月分(令和4年10月支給分)から児童を養育している方の所得が、上表の②以上の場合、児童手当(特例給付)は支給されません。児童手当(特例給付)が支給されなくなったあとに所得が②の額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となります。

▶**支給額**／(児童1人・月額) <別表2>

児童の年齢	児童手当 (所得制限未満の方)	特例給付 (所得制限以上の方)
0歳～3歳 (3歳に到達した月まで)	15,000円	5,000円 ※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合(令和4年5月分まで) ※令和4年6月分(令和4年10月支給分)から受給者の所得が所得上限限度額以上の場合には支給されません。
3歳～ 小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※「第〇子」とは、養育している高校卒業までの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、何番目に当たるかを表しています。  
※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度の対象外となります。

## 児童扶養手当

所得制限あり

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

18歳以下の児童(一定の障害を有する場合 20歳未満)を監護・養育しているひとり親および養育者に支給されます。お子さんが18歳に到達した3月末で支給が終了します。ご自身の生活が自立していくまでの一時的な支援としてご利用ください。  
※公的年金を受給している場合でも、年金受給額よりも児童扶養手当の支給額の方が多い場合に、差額を受給することができます。

▶**支給要件**／

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父母とも不明である児童

▶**手当額**／

- 児童1人(月額)**
    - 全部支給 43,070円
    - 一部支給 10,160～43,060円
  - 児童2人目加算(月額)**
    - 全部支給 10,170円
    - 一部支給 5,090～10,160円
  - 児童3人目以降(月額)**
    - 全部支給 6,100円
    - 一部支給 3,050～6,090円
- ※所得に応じて支給額が異なります。  
※全国消費者物価指数の変動により、支給額が変更となることがあります。

## 遺児手当

所得制限あり

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

▶**支給要件**／児童扶養手当に準ずる

▶**手当額(児童1人・月額)**／

- ・県遺児手当 4,350円(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2,500円(ただし、県遺児手当受給者)

## 特別児童扶養手当

所得制限あり

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

身体または精神に、中度・重度の障害を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に支給されます。

▶**手当額(児童1人・月額)**／・1級 52,400円 ・2級 34,900円

※全国消費者物価指数の変動により、支給額が変更となることがあります。